

JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会の設置及び運営に関する要綱

制 定 令和2年2月28日

(設置)

第1条 昭和40年代に整備されたJR小樽駅前広場について、再開発の準備が進められている小樽駅前第1ビルとの連携による広場機能の分担等を考慮しながら、安全で機能的な交通拠点となるよう再整備する基本計画（JR小樽駅前広場再整備基本計画（以下「基本計画」という。））を策定するため、JR小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本計画案に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体等が推薦する者
 - (3) 市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合を代表する者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が完了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に意見又は説明を求めることができる。

7 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、回議によって議決することができる。

- (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
- (2) その他やむを得ない理由があるとき。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、建設部新幹線・まちづくり推進室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。